

総行行第38号
国総入企第35号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化については、従来より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、同法の厳正な運用について要請してきたところです。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、各発注者は公共工事の入札及び契約のより一層の適正化が求められているところです。

これまでの各地方公共団体の取り組みにより、全体としてはその改善が見られるものの、今般の公共工事の各発注者による入札契約適正化法及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成18年5月23日一部改正。以下「指針」という。）の措置状況調査の結果（別添参照）によると、同法の義務付け事項のうち一部の地方公共団体においては、未措置事項があるとともに、指針における努力義務事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられます。

平成19年9月21日の中央建設業審議会総会の提言においても、地方公共団体を

含め各発注者において、「入札契約制度の改革が進められてきているが、一般競争方式の拡大により、公共調達に関する課題のすべてが解決するものではなく、「価格だけでなく、企業の技術力、施工実績等価格以外の要素も適切に評価する総合評価方式の導入を進めるとともに、工事の態様、規模、発注者の体制等に応じて、適切な調達手段を活用する必要がある」とされています。入札契約制度改革の究極の目的である、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現するため、この提言の趣旨も踏まえ、一般競争入札の拡大と併せた総合評価方式の導入・拡充、その条件整備としての入札ボンドの導入、ダンピング受注の防止等の取組を進めることが求められています。

また、平成20年3月28日、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、別添のとおり、「公共工事の品質確保に関する当面の対策」が決定されたところです。

このため、上記調査結果等を踏まえ、各地方公共団体におかれては、入札契約適正化法における義務付け事項であって未実施のものについては、可及的速やかに措置を講ずるとともに、同法第18条に基づき、各地方公共団体に対し特に必要があると認められる以下の措置を講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、入札及び契約のより一層の適正化が進むよう、本要請の周知徹底をお願いします。

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の透明性・客観性、競争性を向上させる必要があり、また、地方自治法令上一般競争入札が原則とされていることから、下記4.の条件整備を図りつつ、すべての地方公共団体において速やかに一般競争入札の導入・適用範囲の拡大を図るものとする。

2. 総合評価方式の導入・拡充

公共工事品質確保法では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないものとされている。価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、すべての地方公共団体においてその導入・拡充に努め、対象工事の考え方や年度ごとの実施目標値を設定して着実にその拡大に努めること。

また、次の取組を併せて行うこと。

(1) 特別簡易型総合評価方式等の活用

価格と品質が総合的に優れた調達を実現する観点から、発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、国土交通省で平成19年3月に作成した「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成20年3月改訂（別紙参照））等を参考としつつ、導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型総合評価方式の活用等により総合評価方式の導入・拡大に努めること。

(2) 総合評価方式に係る意見聴取手続の簡素化等

発注者としての体制が不十分な地方公共団体においては、発注者相互の協力や発注者支援機関の積極的な活用により、総合評価方式の導入・拡充に必要な体制を整備すること。具体的には、小規模市町村等学識経験者を確保できない団体においては、県単位又は複数の地方公共団体が共同で共通委員による意見聴取を行うことができるよう、国・都道府県等から協力・支援を受けることを積極的に検討すること。

なお、総合評価方式を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続については、地方自治法施行令を改正し、落札者決定基準を定めるときに意見を聴かなければならないこととし（ただし、当該意見聴取において、落札者を決定するとき改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見があった場合には再度の意見聴取が必要。）、現行の手続を大幅に簡素化したところである。

(3) 総合評価方式の結果公表の徹底

総合評価方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、インターネットの活用等を通じて総合評価方式の結果の公表を徹底すること。

3. ダンピング受注の防止の徹底等

いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあること、また、施工監督の強化等行政コストの増大を招くおそれがあることから、以下の対策を実施することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

ダンピング受注には上記のような問題があることから、その防止のため低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排

除を徹底すること。

また、総合評価方式においては、低入札価格調査制度が価格及び品質が総合的に優れた調達を行う総合評価方式の理念に適合することから、その適用について地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定しているところである。したがって、総合評価方式による発注工事についても、低入札価格調査制度及び品質確保等のために一定の価格等を下回る場合には失格とする基準（以下「失格基準」という。）を積極的に活用することにより、ダンピング受注の排除を徹底すること。

なお、低入札価格調査制度の運用に当たっては、施工能力の不十分な企業を適切に排除する観点から、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」を参考としつつ、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な失格基準の設定に努め、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

さらに、低入札価格調査制度の調査要領の策定及び公表を推進するとともに、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と調査結果の有効な活用を図られたいこと。

(2) 低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合の措置

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督の実施、さらには建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るほか、適正な施工への懸念が認められる場合等には、昨今各発注機関において新たに実施されている、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、入札ボンドの活用、前払金支払割合の引下げ等は、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状態が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、その導入を積極的に進めること。

(3) 予定価格の適切な設定

予定価格の作成に当たっては、市場の実勢等を踏まえた積算に基づく適正な水準とすることが必要であり、いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むこと。

4. 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等

上記の一般競争入札及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比した過度な入札参加の増大等の課題や総合評価方式の導入・拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対して適切に対応していくことが非常に重要になることから、例えば、以下のような所要の条件整備を適切に講ずること。

(1) 適切な競争参加資格の設定について

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充を進めるに当たっては、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講ずること。ただし、競争参加条件の設定に当たっては、競争性を十分に確保するように留意するとともに、設定理由の公表に努めるなど、その適正な運用を図ること。

(2) 市場機能を活用した入札ボンドの導入について

一般競争入札の導入により、資金力・施工力に劣る不良・不適格業者の競争参加が懸念されるが、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備する入札ボンドの導入を国の導入状況と連携して進めること。

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとする。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

また、最低制限価格等及びこれらを類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、上記弊害を踏まえ、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

6. 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底

- (1) 公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合等の不正行為に関与することはあってはならないことであり、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）の趣旨も踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより不正行為の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。
- (2) このような観点から、それぞれの職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うとともに、入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置するなど、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。
- (3) また、入札契約適正化法第10条に基づく公正取引委員会への通知義務を適切に実施するため、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部での連絡・報告体制を整備し、不正行為の排除の徹底に努めること。
- (4) 併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

7. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

(1) 一般競争入札の参加資格停止措置

入札参加資格停止については、「経済財政改革の基本方針 2007（平成19年6月19日閣議決定）」や全国知事会の「都道府県の公共調達改革に関する指針（平成18年12月18日）」を踏まえ、談合等不正行為を行った者に対するペナルティを強化するため、地方自治法施行令を改正し、入札に参加させないことができる期間の上限を「2年間」から「3年間」に延長するとともに、入札に参加させないことができる期限を「該当事実があった後2年」から「期限を置かない」こととしたところである。その運用に当たっては、当該規定の趣旨を踏まえ不正行為に対しては厳正に対処すること。

(2) 指名停止措置

指名停止措置については、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきものであり、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、「工事請負契約に係

る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知。別添参照）を参考に、必要に応じ基準の見直しを行い、その適切な運用に努めること。この際、同通知において、排除勧告応諾（現在は排除措置命令）等の時期を待たずして立ち入り調査や排除勧告（現在は廃止）がなされた時点で指名停止措置を講じることや、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行い、事業者に対して不利益な取扱いをすることについては、望ましくない運用事例として掲げられていることに十分留意し、慎重に対応すること。

(3) 談合に係る損害賠償請求等

談合の再発防止を図る観点から、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その賠償請求に努めること。

なお、違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額等を定めること。

また、国庫補助事業について談合等を行った請負者から違約金等を収納した場合には、当該違約金に係る国庫補助金相当額の返還等の取扱いについて、国の補助部局と協議し、その指示に従うこと。

8. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

(1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進

競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の基準の公表は、入札手続における透明性及び公平性を確保するための基本的な事項であることから、未だこれらの公表を実施していない地方公共団体はできる限り速やかに公表すること。

また、指名競争入札における指名基準の策定・公表については、指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為の未然防止に資するものであることから、指名基準を策定・公表していない地方公共団体は速やかに策定し、公表すること。

なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

(2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない市町村においては、早急に設置すること。なお、各地方公共団体の規模、第三者機関の運営コスト等の実情も踏まえ、国土交通省で作成した「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を活用しつつ、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置や監査委員など既存組織の活用等により、入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除に積極的に取り組むこと。

(3) 苦情等への適切な対応の推進

入札及び契約に係る透明性を確保し、かつ公正な競争を促進するため、非指名理由の公表を推進するとともに、入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方針の策定及び公表、入札監視委員会等第三者機関の活用など、手続の透明性を一層高め、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

なお、平成18年に改正された指針においては、建設業者に対する指名停止措置（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）についても新たに苦情処理の対象としていることに留意すること。

9. 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、談合等の不正行為やダンピングの防止に特に有効であるため、各地方公共団体はこれを早急を実施すること。

なお、技術者の不足等業務執行体制が不十分な地方公共団体は、他の発注者の具体的な活用方法を参考にしつつ、工事費内訳書の有効な活用を図ること。

10. 適正な施工の確保

(1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出等の徹底

適正な施工体制の確保のためには、入札契約適正化法第13条において受注者に提出が義務付けられている施工体制台帳の提出により現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、各地方公共団体においては、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工体系図については、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるよう適切な掲示を行うとともに、開示請求等に対する施工体制台帳の適切な開示

に努めること。

(2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進

公共工事の適正な施工を確保するとともに、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、工事の監督・検査の強化を図ることとし、各地方公共団体においては、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

なお、当該要領を未策定の地方公共団体については、既に策定・公表している他の発注者の要領を参考にしつつ、早急に策定に取り組むとともに、技術者の不足等業務執行体制の整わない場合には監督・検査の外部機関への委託も含め、工事の監督・検査の充実に努めること。

(3) 発注者支援データベースの活用の推進

各地方公共団体においては、発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認し、不良・不適格業者の排除を図るとともに、適正な施工体制の確保に努めること。

(4) 発注者・設計者・施工者の連携の促進

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者・設計者・施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有することが重要である。このため、現場の問題発生に対する迅速な対応（例えば「ワンデーレスポンス」）、これらの関係者間の協議の実施（例えば「三者協議」）を含む所要の取組を推進するよう努めること。

(5) 不良不適格業者の排除について

不良不適格業者の排除のため、資格審査、施工体制確認、工事成績評定の強化を図り、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定や資格審査のための業務執行体制の充実に努めること。

建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図ること。

建設業からの暴力団排除を図るため、暴力団員等による不当介入に対する警察及び発注者への通報報告の徹底等の取組を一層推進すること。

1 1. 体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策

公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であるが、発注者としての体制が不十分な団体においては、設計の不備を工事の受注者に対応させるなど受注者に過度に依存しているケースも見られるところである。発注者責任の的確な遂行のためには業務執行体制等の強化が必要であるが、特に、小規模な市町村においては、関係業務を適切に実施できるよう支援する体制を構築することが必要であることから、次の取組を行うこと。

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要であるが、特に、小規模な市町村においては、技術者が不足しているなどの状況にある。

そのため、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認めるときは、技術提案の評価、監督・検査等における外部機関の活用等に努めること。

公共工事の発注者、とりわけ市町村に対する技術的支援や、市町村における総合評価方式の導入促進及び工事の検査監督体制の強化を図る観点から、都道府県職員等のいわゆる団塊世代の退職した技術職員の専門知識と経験を利活用するため、例えば都道府県の建設技術センターの活用、都道府県等への人材バンクの設置など、検査監督体制をはじめ技術力が万全とはいえない市町村を支援する仕組みについて検討すること。

一方、総合評価方式の拡大等に伴い、技術職員の更なる技術能力の向上が求められている。このため、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組むものとして、国による研修等の機会を積極的に活用されたいこと。

なお、発注者の経験が少ない工種、高度な調整が必要な事業を発注する場合や、短期間に事業量が増大する場合には、工事の態様に応じて、設計・施工一括発注方式、発注者の体制を補完するCM（コンストラクション・マネジメント）方式等多様な発注方式の活用を積極的に検討すること。

また、都道府県においては、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組が円滑に進むよう協力・支援を積極的に行うこと。

1 2. 電子入札の導入等の推進

電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることか

ら、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待されるものである。また、入札及び契約のICT化により、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、入札公告、入札説明書等の情報を入手できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待されることから、可能な限り速やかにその導入に努めること。

入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費については、普通交付税により財政措置しているところであり、未導入団体にあっては、できる限り速やかに導入すること。なお、小規模市町村においては、他の地方公共団体との共同運用などにより、速やかに導入すること。

なお、電子入札システム導入までの間においても、郵便入札の活用を図るなど、不正行為の防止に資する措置を講ずること。

競争入札参加者の利便に供する観点から、当面、都道府県単位で、当該都道府県管内の市町村を含む発注に関する情報等を1か所（シングル・アクセスポイント）で提供する電子掲示板の整備について、検討を進めること。